



消費税の一部が改正

<改正点>

- ①非課税取引の範囲→入学金・出産費用・埋葬料等が非課税に追加。
- ②簡易課税制度→5億円以下から4億円以下の法人となった。
- ③限界控除制度→6,000万円から5,000万円に。
- ④中間申告・納付制度→前期確定税額5,000万円を超える場合年3回 $\frac{1}{4}$ ずつ申告納付。

適用時期

- ①は平成3年10月1日以後に行う資産の譲渡等から適用。
- ②③④は平成3年10月1日以後に開始する課税期間（個人事業者は平成4年分）から適用。

問合せ 銚子税務署

☎ 0479 (22) 1571



法人臨時特別税

湾岸地域における平和回復活動を支援するため、必要な財源の確保に係る臨時の措置として法人臨時特別税が創設されました。

- 納税義務者 「およそすべての法人」
* 人格のない社団等も法人とみなす。ただし、基準法人税額のない法人は除く。
- 納税地 「法人税の納税地」
- 課税事業年度 法人の平成3年4月1日～平成4年3月31日までの期間に終了する事業年度。
* 事業年度を変更した法人新設法人等は、「課税事業年度」が上記と異なりますので税務署にお尋ねください。
- 課税標準 課税標準法人税額＝基準法人税額－300万円×当該課税事業年度の月数÷12
* 事業年度を変更した法人新設法人等は、「課

税のプラムナード 消費税



税標準法人税額」が上記と異なりますので税務署にお尋ねください。

* 上記の算定の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

- 税率 課税標準法人税額×2.5%
- 申告と納税 各課税事業年度終了の日から2ヶ月以内に申告・納付する。
(注) 法人が納付する法人臨時特別税の額は、法人税における各事業の所得金額の計算上、損金の額に算入されません。

法人臨時特別税の申告・納税の問合せ 銚子税務署 法人課税第1部門 指導担当

☎ 0479②1571 内線38

